

認知症対応型共同生活介護事業所の立地条件

次の①. ②の要件を満たすこと。

- ① ア. 設置しようとするグループホームを含む半径100mの区域内に21戸以上の住宅等があること。

または

- イ. 設置しようとするグループホームを片側30m、延長500mの区域内に21戸以上の住宅等があること。

- ② 同種のお事業所と極端に隣接(半径50m以内)していないこと。(同じ運営事業者のサテライト型を除く)※船橋市の既存事業所の事業所配置は別紙4～4-6を確認の上、計画には十分ご注意ください。

